

働き方改革における治療と仕事の両立支援

豊田 章宏

中国労災病院 治療就労両立支援センター両立支援部長

人が生きていくうえで「働く」ということは重要なテーマであり、わが国の憲法には、第 27 条に「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。」と書かれています。

一方で、われわれが生活していく中では、「就学・卒業」「就職・定年」「結婚・離婚」「出産・子育て」「介護」「会社の倒産」「リストラ」そして「病気や怪我」など様々な出来事に遭遇しますが、仕事をしている時期に出くわした場合、その対応に困ることが少なからずあります。「休みが取れるかどうか」「仕事を辞めなければならないのか」多くの人が悩んでいるはずです。加えて「少子高齢化」「女性の社会参画」といった背景もある中で、「働き方」そのものを考え直さなければ対応できない時期にきています。生きていくうえで「生活と仕事のどちらを取るのか？」といわれても簡単に選べるものではないですよ。 「ライフ・ワーク・バランス」という言葉を聞かれた方は多いと思いますが、これはまさしく「暮らしと仕事の両立」を目指すものです。現政権が進める「働き方改革」の大きなテーマのひとつに「両立支援」があり、その中に「出産・子育て」「介護」「治療」との両立が 3 大テーマとして取り上げられています。

平成 28 年 2 月、厚生労働省は「事業所における治療と職業生活の両立支援のた

めのガイドライン」を公表しました。病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることを目標としたガイドライン作成委員会は、人事労務に関する有識者と日本医師会、日本看護協会に加えて、医療現場の医師、ソーシャルワーカーといったまさに多職種で構成されました。

一人の労働者の両立支援のためには、医療、生活、産業保健、社会資源といった多方面からのアプローチが必要です。しかし改めて気づくことは、医療者の前にいる患者は、労働者であり、家族や社会の一員であるということです。多職種で話し合うには共通言語も必要でした。医師であるわれわれは会社のシステムや労働法規などに詳しくはありません。同じく人事担当者は治療内容や予後や副作用などに詳しくありません。患者（労働者）自身も同様です。「それぞれの立場で何が出来るのか、何に気をつければ良いのか」について「基本的なこと、出来ること」から考えてみたいと思います。